

## 住民基本台帳カードの交付等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第435号）による改正前の住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表面記載事項の変更届出)

第2条 法第19条による改正前の住民基本台帳法第30条の4第4第7項の届出は、「個人番号カード住民基本台帳カード券面記載事項変更届」（個人番号カードの交付等に関する要綱（以下「個人番号要綱」という。）様式第8号）を市役所、庄内出張所又は新千里出張所へ持参することにより行う。ただし、当該変更に係る転入、転居又は戸籍等の届出を住基カードを添えて行ったときは、当該届出書に住基カードの表面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより個人番号カード住民基本台帳カード券面記載事項変更届の提出に代えることができる。

- 2 前項の届出は、法第19条による改正前の住民基本台帳法第30条の4第4第7項の規定による者のほか、住基カードの交付を受けている者と同一の世帯に属する者及び法定代理人が行うことができるものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由により住基カードの交付を受けている者及び同一の世帯に属する者又は法定代理人が当該届出を自ら行うことができないときは、任意代理人により当該届出を行うことができる。
- 3 市長は、前2項の届出があったときは、当該届出を行った者に対して別表1又は2に掲げる本人確認書類の提示を求め、その者が本人であることを確認するものとする。
- 4 市長は、第1項の届出があったときは、住基カードの裏面の追記領域に当該届出による変更の内容を記載し、職印を押すものとする。
- 5 市長は、第1項の届出があったときであって、住基カードの内部記録事項に変更が生じるときは、当該届出を本人、法定代理人又は同一世帯に属する者が行う場合を除き、

「照会書兼回答書」(様式第1号)を住基カードの交付を受けている者又はその法定代理人の住所へ転送不要郵便で送付しなければならない。

- 6 住基カードの内部記録事項は、届出人に省令第43条第1項の規定により設定した暗証番号の入力を求め、内部記録事項を変更するものとする。ただし、任意代理人が当該届出を行うときは、交付申請者又はその法定代理人が暗証番号を記載した用紙を封筒に入れ、封緘したものを提出することにより行うものとする。この場合において、暗証番号の入力は市職員が行うものとする。
- 7 前項ただし書き以降の手続きは、第5項の規定による照会書兼回答書が送付される者にあつては、当該照会書兼回答書を持参したときに行う。この場合において、当該任意代理人は、住基カードの交付を受けている者から当該届出を委任された事実が確認できる書類を市長に提出するものとする。

(暗証番号の変更又は再設定)

第3条 暗証番号を変更しようとするときは、「個人番号カード住民基本台帳カード暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号要綱様式第4号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ提出することにより届出なければならない。

- 2 暗証番号を再設定しようとするときは、「個人番号カード住民基本台帳カード暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号要綱様式第4号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ提出することにより届出なければならない。
- 3 市長は、前2項の届出があつたときは、住基カードの交付を受けている者又はその代理人に対して別表1に規定する書類の提示を求め、その者が本人であることを確認するものとする。
- 4 前項において、住基カードの交付を受けている者から別表1に規定する書類の提示を受けることが困難である場合は、第6項の回答書及び別表2に規定する書類の提示を求め、その者が本人であることを確認するものとする。
- 5 第1項及び第2項の届出が任意代理人からのものであつた場合は、政令第30条の15第2項及び省令第36条第2項に準じて取り扱うこととする。
- 6 省令第36条第2項第1号に規定する回答書は、「照会書兼回答書」(様式第1号)とする。
- 7 省令第36条第2項第1号に規定する市町村長が適当と認める書類は別表1又は別表2に規定する書類とする。
- 8 第6項の回答書の送付は、交付申請者又はその法定代理人の住所への転送不要郵便によるものとする。ただし、交付申請者又はその法定代理人から、長期入院、自宅改築又は罹災等やむを得ない理由により一時的に転送の手続きがなされている旨の届出があつた場合、市長は、交付申請者又はその法定代理人に入院証明、建築確認書又は罹災証明書等の書類の提出を求め、当該理由の事実を確認できたときに限り、転送先に送付する

ことができる。

9 第1項の届出は、新暗証番号のほかに旧暗証番号も届出なければならない。

(紛失届等)

第4条 法第20条第1項による改正前の住民基本台帳法第30条の4第8項の規定による届出は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への来庁又は電話によるものとし、「住民基本台帳カード紛失届」(様式第2号)により行う。ただし、電話による届出にあつては、当該電話を受けた職員が、住民基本台帳カード紛失届に記入する。

2 前項の届出があつたときは、住基カードの交付を受けている者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所により住民基本台帳と照合し、本人であることを確認する。

3 第1項の届出を受けたときは、「カード紛失届記録簿」(個人番号通知書及び通知カードの手続きに関する要綱(以下「通知カード要綱」という)様式第5号)に記録する。

4 政令第30条の19の規定による届出は、「個人番号カード住民基本台帳カード一時停止解除届」(個人番号カード要綱様式第5号)に当該住基カードを添えて行うものとする。この場合において、別表1に掲げる書類の提示を求め、その者が本人であることを確認する。

(返納)

第5条 政令第30条の21第2項に規定する書面は、「住民基本台帳カード返納届」(様式第4号)とする。ただし、当該返納に係る転出、死亡等の届出を住基カードを添えて行ったときは、当該届出書に住基カードを返納する旨を記載することにより住民基本台帳カード返納届に代えることができる。

2 政令第30条の21第2項の規定による返納は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への持参又は郵送等により行うものとする。この場合において、住民基本台帳カード返納届によらない場合にあつては、当該返納届と同様の内容が記載された書面により行うことができる。

3 市長は、前項の規定により住基カードの返納を受けたときは、そのカードの運用状況を廃止及び回収とした後、直ちに当該住基カードを裁断し、廃棄するものとする。ただし、半導体集積回路の機能が損なわれた住基カードが返納された場合にあつては、障害が生じた原因を調査したうえで、裁断し、廃棄するものとする。

4 前項の規定による廃棄を行った場合は、その都度「カード返納記録簿」(通知カード要綱様式第7号)に記録する。

(返納通知)

第6条 政令第30条の22第2項に規定する書面は、「住民基本台帳カード返納通知書」(様式第3号)とする。

(関係機関への連絡)

第7条 市長は、住基カードの不正取得又は偽造(変造を含む)の事実を確認したときは、ただちに大阪府への報告、捜査機関への通報及び電気通信事業者協会への情報提供をそれぞれ定められた方法により行う。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前に交付申請があった住民基本台帳カードの交付にあたっては、この要綱の規定にかかわらず、この要綱の実施前の住民基本台帳カードの交付等に関する要綱第4条第8項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表 1

1	個人番号カード
2	住民基本台帳カード（写真有）
3	旅券
4	運転免許証
5	身体障害者手帳
6	療育手帳
7	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
8	在留カード
9	特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書を含む。）
10	一時庇護許可書
11	仮滞在許可書
12	運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）
13	住民基本台帳カード（写真無）（暗証番号の照合ができたものに限る。）

別表 2

1	別表 1 に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類
2	海技免状
3	電気工事士免状
4	無線従事者免許証
5	動力車操縦者運転免許証
6	運航管理者技能検定合格証明書
7	猟銃・空気銃所持許可証
8	特殊電気工事資格者認定証
9	認定電気工事従事者認定証
10	耐空検査員の証
11	航空従事者技能証明書
12	宅地建物取引士証
13	船員手帳
14	戦傷病者手帳
15	教習資格認定証
16	検定合格証
17	官公署がその職員に発行した身分証明書
18	小型船舶操縦免許証

19	警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
20	国民健康保険被保険者証
21	健康保険被保険者証
22	船員保険被保険者証
23	介護保険被保険者証
24	後期高齢者医療被保険者証
25	共済組合員証
26	年金手帳
27	国民年金証書
28	厚生年金保険証書
29	船員保険年金証書
30	共済年金証書
31	恩給証書
32	学生証
33	法人が発行した身分証明書
34	生活保護受給に係る証明書
35	基礎年金番号通知書
36	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付けられていないもの。）
37	一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証
38	住民票コード通知票、豊中市立図書館の利用者カード、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、医療機関の診察券、交通機関の定期券、成人識別ICカード t a s p o（タスポカード）又は運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの。）の内1点